

## 報告第 8 号

### 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成 26 年 12 月 11 日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

#### 理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成26年11月27日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成26年11月27日付け財-198により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成26年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		142,737	国債計 △12,972 121,800 108,828	33,909	
	4		高等学校費		142,737	国債計 △12,972 121,800 108,828	33,909	
		5	学校建設費		142,737	国債計 △12,972 121,800 108,828	33,909	
			角館高等学校等整備事業費	01 角館高等学校等整備事業	135,162	国債計 △12,972 121,800 108,828	26,334	建設単価の上昇等に伴う総事業費及び年割額の増額に要する経費(継続費25年度～28年度)
			建設事業関連家屋事後調査費	01 建設事業関連家屋事後調査費	7,575		7,575	学校建設事業に伴い影響が生じた家屋等への損失補償に要する経費
合計					142,737	国債計 △12,972 121,800 108,828	33,909	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		501,190	国 86,541	414,649	
	1		教育総務費		42,936		42,936	
		2	事務局費		42,936		42,936	
			給与費	01 給与費	42,936		42,936	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 17,708 2. 職員手当等 15,879 3. 共 済 費 9,349
	2		小学校費		139,946	国 33,540	106,406	
		1	教職員費		139,946	国 33,540	106,406	
			給与費	01 給与費	165,984	国 33,540 諸 116 計 33,656	132,328	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △84,446 2. 職員手当等 205,048 3. 共 済 費 45,382
				02 少人数学習推進事業	△26,038	諸 △116	△25,922	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △12,132 2. 職員手当等 △7,851 3. 共 済 費 △6,055
	3		中学校費		154,248	国 41,420	112,828	
		1	教職員費		154,248	国 41,420	112,828	
			給与費	01 給与費	140,330	国 41,420 諸 △53 計 41,367	98,963	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △30,969 2. 職員手当等 142,640 3. 共 済 費 28,659
				02 少人数学習推進事業	13,918	諸 53	13,865	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 8,606 2. 職員手当等 3,984 3. 共 済 費 1,328
	4		高等学校費		115,698		115,698	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
		1	高等学校総務費		115,698		115,698	
			給与費	01 給与費	115,698		115,698	人件費の実績見込みによる補正 1. 職員手当等 98,983 2. 共 済 費 16,715
	5		特別支援学校費		67,199	国 11,581	55,618	
		1	特別支援学校総務費		67,199	国 11,581	55,618	
			給与費	01 給与費	67,199	国 11,581	55,618	人件費の実績見込みによる補正 1. 職員手当等 59,449 2. 共 済 費 7,750
	6		社会教育費		△9,840		△9,840	
		1	社会教育総務費		△9,840		△9,840	
			給与費	01 給与費	△9,840		△9,840	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △12,423 2. 職員手当等 5,495 3. 共 済 費 △2,912
	7		保健体育費		△8,997		△8,997	
		1	保健体育総務費		△8,997		△8,997	
			給与費	01 給与費	△8,997		△8,997	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △4,337 2. 職員手当等 △3,360 3. 共 済 費 △1,300
合計					501,190	国 86,541	414,649	

## 第 2 表 継 続 費 補 正

(単位 千円)

款	項	事	業	名	変 更		変 更	
					総 額	年 度	総 額	年 度
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	角 館 高 等 学 校 等 整 備 事 業			4,221,949	平成25年度	4,415,854	平成25年度
						平成26年度		平成26年度
						平成27年度		平成27年度
						平成28年度		平成28年度
						233,032	233,032	
						2,630,661	2,765,823	
						1,261,453	1,316,083	
						96,803	100,916	

# 第4表 地方債補正

(単位 千円)

1 変更分

起債の目的	前			後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
高等学校整備事業費	7,166,700	証書借入又は 証券発行	5.0%以内	7,272,600	証書借入又は 証券発行	5.0%以内
特別支援学校整備事業費	53,900	同	上	69,800	同	上
計	7,220,600			7,342,400		

償還の方法は、政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。

償還の方法は、政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。

債務負担行為補正

追加分

事 項	期 間	限 度	額
県立美術館管理運営費 (平成26年度分)	平成27年度から平成31年度まで	県立美術館管理運営費	481,375千円



## 債務負担行為補正

変更分

事 項	補正前			補正後		
	期 間	度 額	限 額	期 間	度 額	限 額
保育所整備等特別対策事業 (平成26年度分)	平成27年度	保育所整備等特別対策事業費 161,779千円		平成27年度	保育所整備等特別対策事業費 273,946千円	

## 議案第二百五十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「含む」の下に「。第十九条、第二十条第二項及び附則第四項において同じ」を加える。

第十六条第二項第二号中「三万八千円」を「五万四千円」に改める。

第十六条の二第三項中「の適用職員」を「（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二第五号中「特勤勤務手当」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、同条例附則第四項中「給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

第二十条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「地域手当」の下に「及びへき地手当」を、「もの」の下に「から教育委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第二十二条第三項中「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の六十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の四十」に改める。

第二十五条の二中「、第十六条の二」を削る。

附則第四項中「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当及びへき地手当」に、「もの」を「ものから同項に規定する教育委員会規則で定める時間を減じたもの」に改める。

附則第五項中「百分の〇・六七五」を「百分の〇・八」に、「百分の六十七・五」を「百分の八十」に改める。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「百分の八十」を「百分の七十二・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の三十、十二月に

支給する場合においては百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

附則第五項中「百分の〇・八」を「百分の〇・七二五」に、「百分の八十」を「百分の七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第十六条第二項第二号の改正規定は平成二十七年一月一日から、第一条中給与条例第四条の改正規定、給与条例第十九条に後段を加える改正規定並びに給与条例第二十条第二項、第二十五条の二及び附則第四項の改正規定並びに第二条及び附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（同条中給与条例第二十二条第三項、第二十三条第二項及び附則第五項の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条の表第十六条第二項第二号の項を削り、同表第二十五条の二の項を次のように改める。

第二十五条の二	第十五条の三	第十五条の三、第十六条の二
	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員

平成二十六年十一月二十七日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

## 理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の自動車等を使用する場合に係る通勤手当の支給限度額を引き上げ、並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、再任用職員に対し単身赴任手当を支給する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二百五十一号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「百分の百三十五」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成二十六年十一月二十七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。